

鳥取県における 災害ケースマネジメントの社会実装 に向けた取組について



鳥取県危機管理部危機管理政策課

災害ケースマネジメントの取組経緯

H28.10～	鳥取県中部地震の被災者の生活復興に関して、災害ケースマネジメントによる支援を実施
H30.4.1	「鳥取県防災及び危機管理に関する条例」の中に災害ケースマネジメントに係る規定を追加（全国初）
R3.4.1～	鳥取県社会福祉協議会の中に「鳥取県災害福祉支援センター」を設置し、災害ケースマネジメントの普及等を実施（全国初）
R3.12.23	専門士業団体（※）と生活復興支援に関する協定を締結 ※県弁護士会、(特非)日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、(一社)県建築士会、(公社)県宅地建物取引業協会
R4.10.19	「鳥取県災害ケースマネジメント協議会」を設立し、県、県内19市町村、専門士業団体等の関係機関の連携体制を確立（全市町村が参加する協議会の設置は全国初）
R5.3	鳥取県災害ケースマネジメントの手引きを作成し、鳥取県災害ケースマネジメント協議会の構成機関と共有
R5.8	令和5年8月の台風第7号による災害で、鳥取市と三朝町において災害ケースマネジメントによる被災者支援を実施
R5.12	新たに(公社)日本技術士会中国本部鳥取県支部と災害時の生活復興支援に係る協定を締結

災害ケースマネジメントの社会実装に向けた取組①

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例への追加

平成30年4月に「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」を改正し、被災者復興支援体制に関する規定を設け、全国で初めて災害ケースマネジメントを恒久的な制度に位置付けた。

【鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例】

（被災者の生活復興支援体制の構築）

第25条の2 県及び市町村は、相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとする。

「鳥取県災害福祉支援センター」を常設

令和3年4月に災害ケースマネジメントの普及等を担う常設機関として、鳥取県社会福祉協議会に委託して「鳥取県災害福祉支援センター」を設置した。

【委託概要】

○業務内容

- ・災害福祉支援チーム（DWAT）の組成、派遣（福祉保健部）
- ・災害ケースマネジメントの普及啓発等（危機管理部）



災害ケースマネジメントの社会実装に向けた取組②

専門士業団体との協定締結

令和3年12月には、専門士業団体と災害時の生活復興支援に係る協定を締結し、災害ケースマネジメントの実施に際して専門家の派遣を受けられる体制を構築した。

【協定概要】

○協定を締結した専門士業団体

〔R3.12〕 県弁護士会、(特非)日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、(一社)県建築士会、(公社)県宅地建物取引業協会

〔R5.12〕 (公社)日本技術士会中国本部鳥取県支部



○協定の主な内容

- ・専門士業団体は、県の要請に基づき県民に対する相談業務に専門家を派遣する
- ・専門家の派遣に係る経費は県が負担する

災害ケースマネジメント協議会の開催

令和4年10月には県、市町村等の関係機関で構成する「鳥取県災害ケースマネジメント協議会」を設立し、各機関の連携体制を構築した。

【災害ケースマネジメント協議会の概要】

○構成機関

県、市町村、県社会福祉協議会、専門士業団体（県弁護士会、日本FP協会、県建築士会、県宅地建物取引業協会、日本技術士会中国本部鳥取県支部）、県社会福祉士会、日野ボランティア・ネットワーク

○所掌事務

災害ケースマネジメントに係る実施体制の整備、知見の収集及び普及、人材養成 等



災害ケースマネジメントの社会実装に向けた取組③

鳥取県災害ケースマネジメントの手引きの作成

鳥取県における災害ケースマネジメントの実施に係る標準的な手順等を示すことにより、県・市町村及び関係機関が相互に連携した円滑な生活復興支援の実施を図ることを目的として、令和5年3月に鳥取県災害ケースマネジメントの手引きを作成し、鳥取県災害ケースマネジメント協議会の構成機関と共有した。

【手引きの主な記載事項】

- 鳥取県における災害ケースマネジメントの取組状況
- 災害ケースマネジメントの概要（定義、鳥取県における取組方針、関係機関の役割等）
- 災害ケースマネジメントの実施手順
- 平時における取組
- 個人情報の取扱い

鳥取県災害ケースマネジメントの手引き
第1版

令和5年3月

鳥取県災害ケースマネジメント協議会

鳥取県における災害ケースマネジメントの推進体制

(1) 鳥取県災害福祉支援センター

- ・ 県が県社会福祉協議会に委託し、災害福祉支援センターを設置
- ・ 災害福祉支援センターでは災害ケースマネジメント研修や市町村の体制整備支援等を県と連携して実施

(2) 鳥取県災害ケースマネジメント協議会

- ・ 県、全市町村、専門士業団体等で構成する協議会を設立し、関係機関との連携体制を構築
- ・ 協議会を通じて、災害ケースマネジメントの実施体制の検討等を関係機関が連携して実施

【協議会の構成機関】

区分	機関名等
行政	県
	県内全市町村（19市町村）
社会福祉協議会	鳥取県社会福祉協議会 （鳥取県災害福祉支援センター）
専門士業団体	鳥取県弁護士会
	NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会
	(一社)鳥取県建築士会
	(公社)鳥取県宅地建物取引業協会
	(公社)日本技術士会中国本部鳥取県支部
その他職能団体	(一社)鳥取県社会福祉士会
ボランティア団体	日野ボランティア・ネットワーク

※構成員は、基本的に各構成機関の長

※アドバイザーとして、学識経験者と被災者支援団体の代表者も参加

【協議会の所掌事務】

- ・ 災害ケースマネジメントの実施体制の整備に関すること
- ・ 災害ケースマネジメントに係る知見の収集及び普及に関すること
- ・ 災害ケースマネジメントに係る人材養成に関すること
- ・ その他、目的達成に必要な事項に関すること

鳥取県危機管理局
(DCM業務)

鳥取県福祉保健部
(DWAT業務)

業務委託

鳥取県社会福祉協議会

【委託内容】

- ・ 鳥取県災害福祉支援センターの設置
- ・ DWATの組成、災害対応
- ・ 災害ケースマネジメントの社会実装（啓発研修等）

鳥取県における災害ケースマネジメントの役割分担

	災害時（生活復興期）	平時
県	・市町村への支援（専門家派遣 等）	・手引き等の資料案の作成、関係機関との共有 ・関係機関の連携体制の構築（協議会の開催） ・専門士業団体等とのネットワーク形成 ・市町村等担当者の人材育成（研修の実施等） ・地域防災計画への記載
市町村	・被災者の生活復興支援の実施主体 ・訪問調査、ケース会議の主催等の実務の実施	・庁内の実施体制整備 ・外部の関係者の把握と連携体制の構築 ・担当者の人材育成 ・地域防災計画への記載
鳥取県社会福祉協議会（災害福祉支援センター）	・市町村への支援（助言、人員派遣等）	・市町村、県への協力 ・災害ケースマネジメントの普及啓発
専門士業団体等	・市町村、県への協力（被災者の相談対応に係る専門家の派遣 等）	・県とのネットワーク形成

令和5年台風第7号に係る災害ケースマネジメントの実施事例

令和5年8月の台風第7号による災害では、鳥取市と三朝町において災害ケースマネジメントによる被災者支援が実施された。

特に被害の大きかった鳥取市佐治町で行われた災害ケースマネジメントについては、県災害福祉支援センターが実施支援を行うとともに、県が鳥取市からの要請を受けて、県建築士会との協定に基づき建築士を派遣して被災者の相談対応を行った。

鳥取市 佐治町

○8月19日（土）から鳥取市社会福祉協議会と県社会福祉協議会等が合同で高齢独居世帯等（約80世帯）への訪問活動（ニーズ調査等）を実施
→住家の再建に係る相談対応、土砂撤去の相談を災害ボランティアセンターに繋げる等の活動を実施

○住家被害を受けた被災者に対して、県が鳥取市からの要請を受けて、県建築士会との協定に基づき建築士を派遣して、被災者の相談対応を実施（協定締結後、初の派遣）
→建築士から被災者に対して住宅の簡易修繕に係るアドバイス等が行われた

三朝町

8月22日（火）と23日（水）、三朝町と三朝町社会福祉協議会が住家被害のあった世帯等を中心に訪問活動を実施
→住家の土砂撤去支援の要望があった世帯について、町及び町社協が対応
→継続的に支援が必要な世帯については、町と町社協で連携して対応

ご清聴ありがとうございました。